

秩父演習林利用の手引き

2024 年度版

東京大学秩父演習林

青字は 2023 年度との変更箇所です

はじめに

この手引きは、秩父演習林を利用するにあたっての手続きや注意事項についてまとめたものです。ご利用に際しては、この手引きの内容を熟読いただきますとともに、入林時には常に携行くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 秩父演習林利用者窓口
chichibu-riyou@uf.a.u-tokyo.ac.jp
TEL 0494-22-0272

目次

I. 手続き編

1. 利用の申込み 2
2. 宿泊施設を利用する場合 3
3. 秩父演習林が所蔵するデータを研究教育目的で利用する場合 . . . 5
4. 立木の伐採、動物の捕獲、試料の採取、
試験地の設定、機材の設置等を行う場合 6
5. 無人航空機（UAV）を飛行させる場合 7

II. 注意事項編

1. 土日・祝日の利用について 8
2. 宿泊施設の利用について 8
3. 林道における車両運転について 9
4. モノレールの運転について 10
5. 安全上の諸注意 10
6. その他 12

I. 手続き編

1. 利用の申込み

秩父演習林の利用を希望される方は、演習林利用規則・秩父演習林入林時の注意点をお読みになったうえ、研究教育計画書及び必要な利用申込書一式を秩父演習林利用者窓口へ提出してください。すべての書類は秩父演習林ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/chichibu/use/index.php>

※秩父演習林は教育研究のための施設です。利用目的によってはご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

【基本となる手続き】

① 研究教育計画書(秩父Ⅰ)の提出

- ・ 利用希望日の **20 日前**までに提出
- ・ 過年度より継続して実施する課題で、過年度の許可内容の範囲を超えない利用内容である場合には、1 回目の利用希望日の **10 日前**までに提出
- ・ 下見の場合は提出不要（すでに計画がある場合は提出をお願いします）

② 利用申込書(秩父Ⅱ-1)の提出

- ・ 1 回目の利用 → 提出期限は①研究教育計画書と同じ
- ・ 2 回目以降の利用 → 教職員の対応や宿泊を伴う場合は利用希望日の **10 日前**まで、対応や宿泊を伴わない場合は利用希望日の **5 日前**までに毎回提出

③ 利用者名簿(秩父Ⅱ-2)

- ・ 提出期限は②利用申込書と同じ

④ 宿泊利用申込書(秩父Ⅱ-3)

- ・ 宿泊施設の利用を希望する場合に提出（pp. 3-4 参照）
- ・ 提出期限は②利用申込書と同じ

※利用内容によっては、受け入れられない場合や、希望の利用日までに許可できない場合がありますので、ご了承ください。

【お願い】

- ・各種書類の提出期限を厳守してください。
- ・急な連絡や要請には対応できません。何事も早めにご相談ください。
- ・利用当日の時間延長はできません。計画的に利用してください。
- ・研究成果等が公表された場合は、成果公表物（別刷・PDF ファイル・URL のいずれか）をすみやかに秩父演習林に提出してください。また、公表にあたっては、秩父演習林を利用した旨を明記してください。
- ・標本・菌株等を博物館・菌株保存機関等に寄託した場合には、できるだけ秩父演習林にご一報ください。また、寄託に際しては、可能な範囲で採集地として「東京大学秩父演習林」の文字を含めて頂けましたら幸いです。

2. 宿泊施設を利用する場合

演習林宿泊施設使用規則をあらかじめご確認ください。

直前のキャンセル・変更には対応できません。

食事数に変更が生じた場合は**4 日前**、宿泊人数については前日まで（いずれも土日・祝日除く）に必ずご連絡ください（以降の食事のキャンセルに対しては料金をお支払いいただきます）。

◆宿泊施設の定員と施設使用料（1 人 1 泊につき、単位：円）

| 宿泊施設 | 収容人数 | 東京大学 | | 他大学 | | その他 | 義務教育終了前の者 |
|--------|------|------|------|------|------|------|-----------|
| | | 学生等 | 教職員 | 学生等 | 教職員 | | |
| 【賄い付き】 | | | | | | | |
| 川俣学生宿舎 | 28 | 0 | 1200 | 900 | 1500 | 2400 | 0 |
| 【自炊】 | | | | | | | |
| 川俣自炊宿舎 | 5 | 0 | 800 | 600 | 1000 | 1600 | 0 |
| 栃本宿舎 | 6 | 0 | 2100 | 1600 | 2600 | 4200 | 0 |
| 影森宿舎 | 6 | 0 | 900 | 700 | 1100 | 1800 | 0 |

- ・施設使用料のほかにリネン洗濯費 400 円／一式が別途必要です。
- ・影森宿舎では、11 月 1 日から 3 月 31 日までの間、暖房費 100 円/日が別途必要です。
- ・川俣学生宿舎では食費として 2300 円/日（朝食 600 円、昼食 700 円、夕食 1000 円）が別途必要です。
- ・川俣学生宿舎以外の宿泊施設では食事を提供できません（調理器具を備え付けています。食材・調味料等を持参してください）。
- ・川俣自炊宿舎を除いて、Wi-Fi を使用できます。ただし、川俣学生宿舎、栃本宿舎では通信速度・容量ともに大幅な制限があります。影森宿舎では UTokyo Wi-Fi を使用可能です。

2-1. 川俣学生宿舎の利用

- ・川俣学生宿舎の利用は、原則として教育目的に限ります。
ただし、優先利用（教育目的、演習林行事、演習林業務）の予定がない週であれば利用できる場合があります。
- ・6 月末までに、7 月初～翌 6 月末までの利用希望日と予定人数を研究教育計画書に記載して提出してください（7 月以降の申し込みでも、7 人以上の利用に限り、利用内容によっては許可される場合があります）。

2-2. 自炊施設の長期利用

- ・研究教育計画書に長期利用を希望する旨を記載してください。
- ・長期利用の対象は自炊施設（川俣自炊宿舎・栃本宿舎・影森宿舎）のみです（川俣学生宿舎は不可）。
- ・他の利用者が利用できるよう、秩父演習林から協力を依頼する場合があります。

3. 秩父演習林が所蔵するデータを研究教育目的で利用する場合

秩父演習林データ利用規則に基づく手続きが必要です。

https://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/chichibu/use/files/datakisoku_20210308.pdf

対象となるデータは、秩父演習林の業務として取得されたデータのうち、未公表のものです。

【具体的な手続き】

- ・ 研究教育計画書（秩父Ⅰ）のⅡの「データの利用」の欄に、希望するデータの種類や名称、年度を記入して提出してください。
- ・ 既に許可を受けている研究課題で後日データ利用の希望が生じた場合は、許可済みの研究教育計画書に追記して改めて提出してください。
- ・ 研究成果等が公表された場合は、成果公表物（別刷・PDF ファイル・URL のいずれか）をすみやかに秩父演習林に提出してください。また、公表にあたっては、秩父演習林が所蔵するデータを利用した旨を明記してください。

【提供可能データの例】

- ・ 森林施業履歴、測量成果、試験地測定データ
- ・ 気象データ（6分間隔）、水文データ（1分、5分間隔）、GIS データ（シェープファイル）、LiDAR データ（ラスタデータ）
- ・ [公開データの Excel ファイル](#)

その他のデータについてはご相談ください。

4. 立木の伐採、動物の捕獲、試料の採取、試験地の設定、機材の設置等を行う場合

- ・ 立木の伐採、動物の捕獲、試料の採取、試験地の設定、機材の設置等を行う場合は必ず事前に申し出てください（埼玉県等への許可申請が必要となる場合があります）。
- ・ 秩父演習林への連絡・相談なしに上記行為を行うことを堅く禁じます。
- ・ 利用場所の位置や土地の境界を十分に確認してください。
- ・ 機材や標識テープには、名前を明記してください。特にカメラや録音機は、周囲に存在がわかるように明示してください。利用最終日には必ず撤去してください。

【秩父演習林に係る主な法規制】

①保安林（森林法）：ほぼ全域

立木の伐採・落葉落枝の採取・土地の形質変更等の様々な行為について、埼玉県秩父農林振興センターへの許可申請が必要

②国立公園（自然公園法）：ほぼ全域が秩父多摩甲斐国立公園

（普通地域、第1種特別地域（一部）、第2種特別地域（一部））

土地の形状変更、工作物の設置、木竹の伐採等の様々な行為について、埼玉県秩父環境管理事務所への届出等の申請が必要

③鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

鳥獣の捕獲に際しては埼玉県秩父環境管理事務所への許可申請が必要
演習林の一部は県指定鳥獣保護区に指定（狩猟禁止）

④希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）

国内希少野生動植物種について、捕獲・採取、殺傷・損傷等が原則禁止

⑤水産動物（埼玉県漁業調整規則）

水産動物種により採捕の禁止期間、全長制限があり、採卵も禁止
漁具・漁法により埼玉県への許可申請が必要（禁止漁具・漁法および期間あり）

【行政への許認可申請の手続き】

- ・利用者自身が所管の行政機関に申請を行ってください。
- ・申請後、許可が得られるまでには時間を要しますのでご注意ください。

※少数の試料採取等の軽微な案件については、秩父演習林が許可申請している内容の一部に含めることができる場合があります（応相談）。

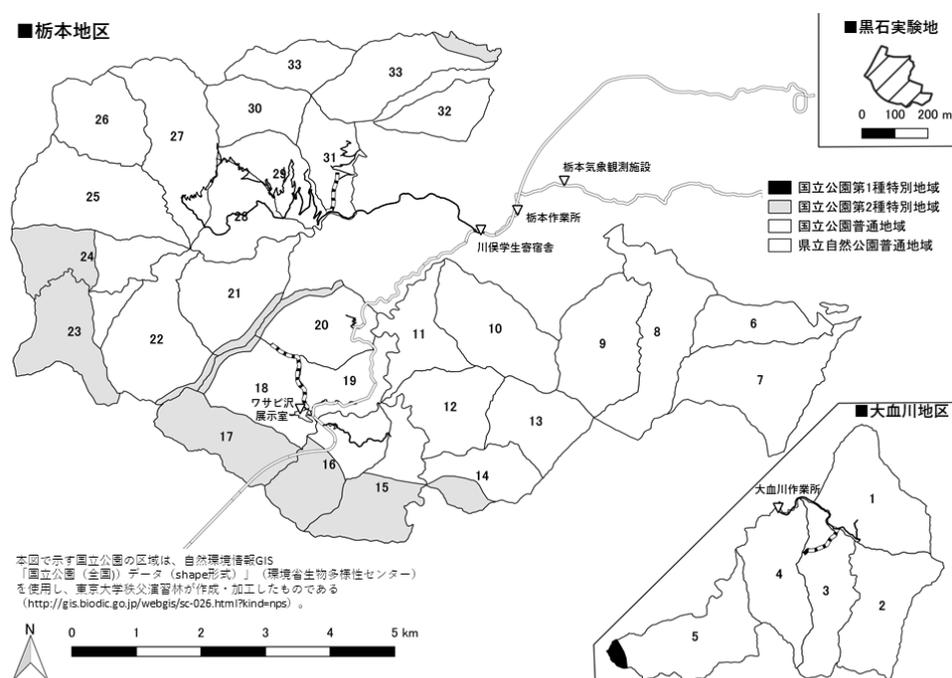


図. 秩父演習林内の国立公園指定状況

5. 無人航空機 (UAV) を飛行させる場合

研究教育計画書の許可を受けた後に、現地確認を行った上で飛行計画書（様式指定）を提出してください。

https://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/chichibu/use/files/UAV-keikaku_chichibu20230410.pdf

※飛行計画書の内容によっては、安全上の理由からご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

【遵守事項】

- ・ 事前に十分なリスクアセスメントを実施し、リスクに対する対策措置を講じてください。
- ・ 飛行に関する手順書やチェックリスト、および緊急時の対処（操縦、事故処理、および連絡系統）に関するマニュアルを事前に整備してください。
- ・ 法令を遵守し、監督官庁からの許可・承認が必要な場合には責任を持って対処してください。
- ・ 携帯用の消火器・消火スプレー等を携行してください（使用する機器・バッテリーに対して使用可能なことを確認してください）。
- ・ 飛行を中止すべき強風・降水等の気象条件について予め定め、これに該当する場合には飛行を中止または直ちに中断してください。

Ⅱ. 注意事項編

1. 土日・祝日の利用について

原則として、土日・祝日は利用できません。

2. 宿泊施設の利用について

宿泊施設ご利用の際は利用時のお願いを必ずお読みください。

<https://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/chichibu/use/files/promise.pdf>

【全 般】

- ・ 清潔を保ち、節度ある利用を心がけてください（清掃・食材の管理等）。
- ・ 火気の取扱には十分ご注意ください。
- ・ 退去時には部屋を掃除し（風呂は浴槽の水を抜く）、使ったものは元の位置に戻し、消灯・戸締りを徹底してください。
- ・ 持ち込んだ食材や物品を残置しないでください。

【川俣学生宿舎】

- ・ 食事時間を守ってください。宿泊施設担当職員には就労時間に制限があります。
- ・ ネットワーク通信量に上限があります。ネットワークを利用する際は、大量の通信を行わないでください。

【栃本宿舎】

- ・ ネットワーク通信量に上限があります。ネットワークを利用する際は、大量の通信を行わないでください。
- ・ 風呂の湯を何度もはり替えると、浄化槽容量を超え汚水が逆流してきます。節水するとともに、お湯はりは1グループ1回としてください。

3. 林道における車両運転について

運転者および走行できる車両に制限があります。

<https://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/chichibu/outline/kuruma.pdf>

【制限事項】

- ・ 運転者は未舗装路での運転経験が十分な方に限ります。特に冬季（12～3月）は路面が凍結するため、相当の経験がある方に限ります。
- ・ 夜間に運転する場合、運転者は通行箇所を昼間に複数回通行している方に限ります。
- ・ 二輪車の走行は原則として禁止します。
- ・ 学生による運転は原則として禁止します。ただし、教職員が同乗している場合など、許可できる場合もあります。詳しくは上記のURLからご確認ください。

【留意事項】

- ・ 走行速度は15km/h以下を目安としてください。カーブでは特に徐行してください。
- ・ 林道に駐車する際には、斜面の状況をよく確認し、落石、倒木の心配の少ない場所に駐車してください（谷側の路肩等）。また、石などを利用して輪止めを行ってください。
- ・ 駐停車時、すれ違い時など車両を路肩に寄せる場合や後退時には、脱輪の恐れもあるので、同乗者に下車して誘導してもらう等の対応を行ってください。

4. モノレールの運転について

モノレールの運転を希望する場合は、あらかじめ秩父演習林が実施する講習を受講する必要があります（学生の運転は不可）。

【モノレール運転講習】

- ・ 秩父演習林の職員が講師となって実施（半日程度）
- ・ 講習は事前申込制（講師の都合上、早急な対応は不可）

【利用上の注意】

- ・ 頻繁に利用する場合には実費（燃料代等）を負担していただきます。
- ・ 講習時にお渡しする運行マニュアルに定められた運行ルールを遵守してください（安全第一）。
- ・ 利用者がお互いに快適に利用できるよう配慮をお願いします。

5. 安全上の諸注意

秩父演習林の森林は急峻な山岳地帯であり、天候の急変や、不測の事態が生じることがあります（下記の例）。

事故等が発生しても、救急車は直ぐに到着しませんので、入林時の注意点を遵守して万全の安全対策を取るよう心がけてください。

<https://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/chichibu/outline/safety.php>

【緊急時の連絡手段】

- ・ 携帯電話の通信可能エリアは限られますが、繋がる場所もありますので持参してください。
- ・ 公衆電話は国道 140 号沿いにありますが、設置箇所は少ないです。

【緊急時の対処】

- ・ 事故が起こった場合は、応急処置をした後に秩父演習林に連絡してください。電話：0494-22-0272 または 0494-22-6115
- ・ 救急車が必要な場合は各自で手配してください。

- ・震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、揺れが収まってから避難してください。秩父演習林では避難場所を次のように定めています。

＜一次＞

栃本地区：栃本作業所駐車場、大血川地区：大血川作業所駐車場

＜二次＞

栃本地区：旧上中尾小学校、大血川地区：光の村秩父自然学園

【特にお願いしたい事項】

- ・下山時（利用終了時）の連絡は必ず行ってください。電話：0494-22-0272
- ・利用当日の時間延長は不可です。計画的に利用してください。
- ・入林時はヘルメット、長袖・長ズボンを必ず着用してください。
- ・手袋には皮手袋やガーデニング・作業用のものを推奨します。
- ・非常時に備えて、水や食料と救急用品を携帯してください。
- ・荒天時は無理な入林をやめ、安全確保を優先してください。
- ・初めての場所では単独行動をしないでください。

【近年の事故・災害事例】

- ①シカ柵のメンテナンス作業中、転倒し斜面を滑り落ちた。
→秩父演習林は急斜面が多いため、入林に際しては足回りの装備をしっかりとしたものにする必要があります（スパイク付長靴等を推奨）。
- ②スズメバチの巣が近くにあることに気づかず、刺された。
→秩父演習林にはスズメバチをはじめ、マダニ等の有害生物やツタウルシ等の有害植物、ツキノワグマ等の大型動物が生育・生息しています。肌の露出を避ける服装や、クマ鈴の携行等、危険回避を徹底してください。
- ③実習中に隊列が長くなり、道に迷う学生が発生した
→秩父演習林の歩道には、基本的に道しるべ（赤テープ）が施してありますが、気づかないこともあります。地図やGPSの携行（提供・貸出可）を徹底して、遭難防止に努めてください。

6. その他

演習林内で撮影した動画や画像、およびこれらをもとに制作したコンテンツのインターネット上での公開に際しては、以下の情報を発信することがないようにご配慮ください。

- ・ 秩父演習林の教育・研究、管理運営に干渉する情報
- ・ 知的財産権・肖像権またはプライバシーを侵害する情報
- ・ 教育・研究活動における機微情報

※教育・研究利用以外での撮影・取材については、別途申請書の提出が必要です。

以上